

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

竹 中 暉 雄

はじめに

本稿は、戦前中等教員養成の主要ルートの一つであった文部省検定試験（文検）の各学科目筆記問題と口述試問の内容分析を通して、近代日本の中等教員に期待された教科専門知識と教職教養の性格を明らかにしようとする共同研究の一部をなすものである¹⁾。本稿での対象学科目は公民科である。しかし本題に入る前に、天皇を現人神とした戦前において、公民科にはどのような任務が課せられていたのか、若干の整理をしておく必要がある。そのうえで、文検公民科は学科目公民科の性格をどの程度に反映した国家試験となっていたのかを検証する。本稿での分析結果によれば、文検において試された公民科担当教員としての学識と能力は、公民科の公式任務に必ずしも沿うものとはなっていなかった。

1 学科目公民科の性格について

独立した社会人あるいは自治的公民の育成を目的とする普通教育において、法律や経済、政治、社会道徳などを扱う公民科は極めて重要な科目である。けれどもその内容に関しては体制側も真剣な関心を抱くので（戦前日本の用語では「思想善導」のため）、いつの時代どの国家においても、公民科教育

をめぐっては複雑な問題が生まれがちである。

戦前の天皇制国民教育の中核は言うまでもなく修身であったが、公民科はそれを補完する重要な役割を期待されていた。そこで堀尾輝久は、個人の自由を原理とした「市民教育」とは区別して、「公民教育」の説明をしてきた。市民教育が存在したのは「古典的市民社会」の時代においてのみで、資本主義の「独占段階」では日本だけでなくどこの国においても、「市民的（人間的）自由・権利に代わって公民的態度，国民的義務の養成を任務とする公民教育」が登場し、それは「一面において危険性をもつ普選制度を，安全弁として有効に機能せしめるためのイデオロギー政策の主要な環」だったのである。近代日本では、天皇が単に政治的権力のみではなく、道徳を含めあらゆる権力と権威を把握していたため「公的なものと私的なものの区別」がなくなり、「日本には厳密な意味での公民（観念）は存在しえなかった」。しかし1920年代、社会主義・労働者運動の高まりという事実に対する「体制の側からの新たな対応^{リスポンス}として登場した」のが公民教育であった（以上、傍点等は原文のまま）。

したがってそれは修身教育と連続し、「軍国主義の胚珠」をもひそませたのであり、堀尾の公民教育評価には、肯定的側面など始めから存在しえない²⁾。

確かに、公民科を含めた戦前教育総体の悲劇的結末から判断すれば、その通りであったと言える。また、折からの学生思想問題の発生に危機感を抱いた文部省が、それへの対応策として、中等学校関係者の反対論を巧みに抑え込みながら、独立学科目としての公民科の新設を行なっていったプロセスも明らかにされている³⁾。

けれども戦前の公民教育を天皇制教育の一環としてまったく一元的に把握してしまうと、修身と公民科との違いはなくなり、公民科の独自性というのは理解できなくなってしまう。そこで、戦前日本には「市民教育」は存在しなかったとする堀尾によって「確立された」見解に真正面から挑戦し、強いアンチテーゼを提出したのが松野修である。彼は公民教育について、「国民

統合のための、社会認識の形成や秩序形成への積極的態度の養成を目標とする教育」と再定義し、そして明治初期の啓蒙書から法制及経済および公民科に至る教科書内容の分析を大規模かつ詳細に行なうことによって、近代日本では修身科に代表される「天皇制家族国家観に立脚する公民教育」だけではなく、法制及経済や公民科など「自然権論を基調とする公民教育」との2種類の公民教育が、明治初期から一貫して「併存」してきたと主張するのである⁴⁾。

ではその2種類の潮流は現実に同程度の強さをもって「併存」していたのであろうか。そうだとすれば「自然権論」は「天皇制家族国家観」と拮抗し、もっと違った現実が生まれたはずであるが、そんなことは考えられない。実は松野の研究も他方では、途絶えることなく存在してきたはずの「自然権論を基調とする公民教育」の潮流というのも、教育の実態としては矮小化・無力化されていたことを明らかにしていた。そのために例えば、もともとは「自治的市民に必須の知識を授け、自主独立の精神を養成」するために法制及経済が新設されたにもかかわらず、この理念が「学校現場で具体化する過程」では「校訓」や「生徒管理規則」の強化へと「変容」していったとか、「学校現場では公民科によって社会問題の合理的解決方法を教授するどころか、公民科と修身科との区別さえついていなかったと考えた方がよい」など⁵⁾、各所で理念と実情との乖離についての説明が入れられる必要があったのである。

したがって、明治初期以後「近代社会の道德と儒教の徳目とを断片的に接合する試みがなされたものの、一方では近代社会の原理と機構を体系的に教授しようとする公民教育の潮流が途絶えることはなかった」⁶⁾という松野による総括も、あくまで〈教科書のうえにおいては〉という限定が必要となる。

戦前日本の公民教育は、自治的公民を生み出すという点において結果的には無力であった。けれども、公民教育が全くの天皇制国民道德の枠内のものであり、修身と表裏一体のものでしかなかったと言い切ってしまうと、それもまた現実から逸れてしまう。もしそうであったなら、公民教育の必要性を

疑問視したりその実施を危険視する主張など生まれるはずもなかったにもかかわらず、実際には絶えず存在していたからである。

そもそも法制及経済は、自主的な服従に基づく国家富強を求める立憲帝国主義の思想家・政治家（徳富蘇峰、竹越與三郎、高田早苗、大隈重信、尾崎行雄、浮田和民など）と一部文部官僚との結びつきから生まれたが、新設反対の動きも激しかった。1898（明治31）年9月に文部省が召集して法制及経済の新設について諮問した全国中学校長会議は、否決の答申をしていた。さらに第5回高等教育会議（1900年12月）の諮問案修正決議をも無視して、専門学務局長であった上田萬年の回想によれば「頑迷固陋なる官僚的空氣を文部省内から一洗」するために、文部省は法制及経済をかなり強引に設置したのであった⁷⁾。そこには新設の立役者である沢柳政太郎（普通学務局長）の、「中学校教育を現実社会とより密接な關係」に置き、「中学校教育を通じて堅固な『中等社会』を育成していくことを最大の目標とした」強い意志が働いていた⁸⁾。普通教育の完成機関としての中学校卒業生には、公民に必要な教養として法制及経済がぜひ必要だったのである。

法制及経済の新設をめぐるあった激しい意見対立の論点は要するに、法制・経済を教えることと教えないことのどちらが、秩序の安定にとって有効であるかであった。つまり法制及経済は危険な両刃の刃と考えられていたのであり、公民教育に対する恐れはその後も消滅することはなかった。

例えば1916（大正5）年1月24日の貴族院予算委員会で江木千之委員は、文部大臣が「口癖」のように主張する「立憲思想ノ養成」の必要性について、法制及経済の推進者であった高田早苗文相に対し以下のように迫っている。

これはどうもそれほど価値のある問題ではない。なるほどフランスなどには「アンストリクション、シヴィック」（公民科）という学科があることは承知しているが「是ハ彼ノ国体デハ必要」であろうが「我国体」ではそういうことは「法制経済ノ簡單ナ書物」くらいで教えられるものではない。我が国での立憲思想の養成は「先帝ノ思召ヲ深く生徒ノ腦裡ニ浸潤スルヤウニシテ行ケバ」十分にできる。歴史に基づいてやれる。したがって文部大臣が

立憲思想の養成などということを事新しく「大声疾呼」することは「人ヲシテ惑ハスコトデアル」⁹⁾。

けっきょく公民教育には、相対立する二面性を併せ持つ矛盾した性格があったということである。「教育は支配の道具、しかし抵抗の武器」といったことが教育のパラドクスの一つとして認められるが、それが公民教育ということであればなおさらのことであった。しかし公民教育の二面性が同等の力をもって一貫して併存してきたとは、決して言えなかった。

公民科の任務に関する文部省の公式見解を見てみよう。

1931（昭和6）年1月10日、「師範学校規程」改訂により、それまでの法制及経済が廃止され、その代替科目として公民科が新設された。本科第1部の男女とも第4、5学年で週2時間の必修科目であった。そして同日「中学校令施行規則」が、また翌1932年2月19日「高等女学校令施行規則」が改訂され、同じように公民科が新設され、中学校では第4、5学年で週2時間、高等女学校では週1時間が必修とされた。

この新設公民科には、従来の法制及経済（必修科目であるが「当分ノ間」設けないことも可）とは違った性格づけがなされていた。そのことはまず何よりも、学科目の順序の違いに端的に現れている。中学校の学科目はそれまで、修身、国語及漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制及経済、実業、図画、唱歌、体操の順に並べられており（1911年7月31日）、「法制及経済」は自然科学と技芸科との間に位置づけられていた（師範学校でも同様）。

しかし今回の改訂で公民科は、修身に次ぐ第二番目の科目となった（中学校では修身と国語漢文との間、師範学校では修身と教育との間、高等女学校では修身と国語の間）。

公民科がより修身に接近したと判断できるのは、単にその序列からだけではない。

新「中学校令施行規則」第6条の第2項は、「公民科ハ憲政自治ノ本義ヲ明ニシ日常生活ニ適切ナル法制上、経済上並ニ社会上ノ事項ヲ授クベシ」と

確かに知識教授を命じている。けれどもその第1項において公民科の「要旨」とされたのは、国民生活に必要な「知徳ヲ涵養シ殊ニ遵法ノ精神ト共存共栄ノ本義トヲ会得セシメ公共ノ為ニ奉仕シ共同シテ事ニ当ルノ気風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スル」ことであり、極めて徳育的色彩が濃厚であった（師範学校、高等女学校でも同じ）。

このことは、中学校令施行規則改正の趣旨を説明する文部省訓令（1931年1月20日）にいっそう明白である（師範学校規程改正趣旨も同じ）。

同訓令は、従来の法制及経済が概して専門的知識の教授に傾き實際生活に適切でなかったのをこれを廃止したと公民科新設理由を述べたあと、公民科では法制・経済・社会上の事項に関してその事實的説明をし「以テ道義ニ帰結セシムルヲ旨トス」と、「道義ニ帰結セシムル」ことこそが中心目的であることを明示している。さらにまた修身、国語、歴史、地理、実業等と連絡して教授の効果を高めるだけではなく「訓練ト相待チテ公民的徳操ノ涵養ニカムベキナリ」と、その徳育上の意義を強調するのである。高等女学校への公民科新設趣旨に関する訓令（1932年2月19日）も同じである。

「道義ニ帰結セシメル」という場合の「道義」とは何かについて、文部省訓令などは直接には何も説明していない。しかし中学校令施行規則における修身の要旨（第5条）、すなわち教育勅語の趣旨に基づき「殊ニ我が国体ニ関スル信念」を養うこと、から判断するのが自然であった。けれども公民科が持つべき特性については、人によってさまざまに受けとめられた（後述）。

1931年1月の前記訓令はさらに、「修身ト公民科トハ各独立ノ学科目トナシタルモ両学科目ハ極メテ密接ナル関係」があるとし、修身担当の教員が公民科を担当することが「極メテ望マシキコトニ属ス」と勧めている（師範学校、高等女学校でも同じ）。そもそも公民科設置の重要なきっかけとなった1913年の実業補習教育調査会の報告書も、「国民市町村民として心得べき事項」を修身において併せ授けるように答申していたし、1926年発足の青年訓練所での名称も「修身及公民科」で、両者は並列的にではなく一体的に把握されていたのであった。

このように修身化された公民科であるので、その教授要目の注意事項（条件）は、①「理論ニ偏セズシテ實際ヲ主トシ」、②「且道徳的情操ノ陶冶ニ力メ」とりわけ「修身トノ聯絡」に留意し、③高等女学校ではさらに「女子ノ母タリ妻タルノ地位、家庭ニ於ケル任務等」に留意することを求めた¹⁰⁾。

したがって公民科の教師には、公民科的知識を単に教授できる能力ではなく、それを實際化しかつ道義に帰結させて道徳的情操を陶冶する能力が求められたのである。

ところで文部省訓令によって〈實際的でなかった〉と批判された法制及経済ではあるが、しかしもともと法制及経済自体も、「国民ノ生活ニ必要ナル智識」を与えることをその「要旨」として発足し（1901年3月5日「中学校令施行規則」第10条）、「中学校教授要目」（1902年2月6日）の「教授上ノ注意」でも、「理論ニ馳セス学説ニ泥マス日常生活ノ事実ニ関連シテ之ヲ授ケ国民的経済思想」を養うことが眼目とされていた。さらに他の学科目と連絡を図り「特ニ修身、歴史及地理等ト密接ノ關係」を保つことも求められていたのである¹¹⁾。

ただその場合、法制及経済の徳育上の意味合いがオピニオンリーダーたちによって経済発展との関係で把握されていたことは注目に価する。つまり法制経済の小中学校での普及が戸水寛人（東京帝大）によって大いに支持された理由は、パナマ運河の開削やロックフェラー石油資本などの大規模事業に従事しうる「徳義と知識」の涵養、「公德心の養成」を期待するがためであったし¹²⁾、同じように吉田熊次（東京帝大）にとっても、中学校や小学校での法制及経済や修身は「経済拡張」にとって重要であり、それらは「理論的」ではなく「實際的」な「人生学科」となるべきであったのである¹³⁾。

さて日常生活に関係づけた教授をすることはともかく、授業をするのに、いちいち修身や歴史・地理、その他の学科目との関係づけをすることなど実際には非常に困難であり、このような注文こそが法制及経済の手足を縛り、極めて実践しにくい学科目にしてしまったのである。にもかかわらず、そうした事情については何の考慮もなく、文部省は法制及経済を「専門的」すぎ

たと批判的に総括した。それに代わって登場する公民科は必然的に、徳育化と実際重視をより強く謳い文句とせざるを得なかった。

しかし以上のような文部省の意向とは無関係に、新発足した公民科は人によってさまざまに受けとめられ、修身とは違った期待をもたれたのである。

原田実（早大）によれば、公民科の細かな項目については自習できるので学校で教える必要はなく、それよりも「自由精神」「協同精神」という根本の「公民精神」の涵養こそが重要であった。政治家による非公民的行為の続出は、その必要性の証拠であり、教育者や政治家自らが「公民精神」を発揮することこそが第一であった¹⁴⁾。

女性を度外視した「不完全な普選」、¹⁴⁾「幾多の欠陥」がある資本主義、政治も「不完全だらけ」で、そのために「実物教育」を重視すべき公民科において生徒への模範とならないどころか悪影響さえ与えている。そこで教育者は間接には教育を通し、直接には政治そのものに働きかけて「政治の改造」を計る必要がある、公民教育の「重要任務」の一つがここにある。このように論じたのは文検「教育」出身の稲毛金七（早大）であった¹⁵⁾。公民科が「学科臭い」ものになっては「死物同然」であり、公民科では社会調査や調査地図の作製などが重要であり、また当局者を学校に呼んで「大人に臨むやうな厳粛さと協同の精神」とで討議することによって、学校を市町村の「公会堂」のようにすべきであるという田制佐重（著述業）の意見もあった¹⁶⁾。

以上いずれも文部省とは違った意味で公民科が知識主義に陥ることを警戒する主張であったが、一方の極には、公民科新設に反対する紀平正美（国民精神文化研究所）の論があった。西洋文明模倣の結果である弊害の是正をまた西洋の模倣で行なうのではなく、「教育勅語ほど勝れた道徳的の聖典はない」ので修身の拡張こそをすべきである¹⁷⁾。

2 文検公民科分析のポイント

公民科の文検が実施されたのは、1933（昭和8）年度（文検第58回）から1943（昭和18）年度（第78回）までのわずか11回でしかない。しかし文検公

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

民科にはその前史が存在していた。つまり1903（明治36）年度（文検第17回）から1932（昭和7）年（第56回）まで実施された法制及経済である。

公民科自体は、法制及経済という学科目を批判する形で登場し、その設置趣旨が「道義ニ帰結セシムル」と設定されたように、徳育化された学科目として設置された。このため公民科はその誕生当初から修身との関係が問題にされ続け、けっきょく公民科はその曖昧なアイデンティティのために短命化を余儀なくされたのであった。

したがって公民科文検について論じる際には、法制及経済や修身の文検との関係とともに、公民科という新設学科目の性格がどのように反映されていたかが、重要なポイントとなる。文検とは言うまでもなく、「出願ノ学科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル学校ノ学科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度」を標準として実施されるものであった（1908年「教員検定ニ関スル規程」第9条）。

* 時期区分

公民科の問題数や出題形式に変化はないので、この面からの時期区分はできない。しかし1937年に「教授要目」の大改訂があり、しかもそれと前後して3名の委員の交替があるので（表1）、そのことで自然な時期区分が可能となる。

第1期 第58回（1933年度）～第66回（1937年度）

第2期 第68回（1938年度）～第78回（1943年度）

（教授要目の改訂は1937年3月27日、37年度予備試験は5月14日であるが、予備試験までの時間が短いため、37年度試験は第1期に入れた）。

* 問題数・内容領域・委員

1939年度の予備試験が6問だった唯一の例外を除き、予備試験、本試験とも各5問（4時間）で一貫していた。予備・本試験各5問の内容についても、出題委員の専門に応じて、第1問が公民教育、第2問が公民倫理、第3問が公法、第4問が私法、第5問が経済学というように固定されていた（39年度予試のみ公法2問）。したがって第3問～第5問は法制及経済と連続していた。なお予試・本試とはいっても、両者の間に性質・程度の差異は認めがた

かったので¹⁸⁾、予試の存在意義が薄弱と言えた。

公民科出題委員は5名であったが、うち2名は法制及経済の出題委員が引き継いだので(表2)、委員の面でも法制及経済との連続性が見られた。5名のうち1名が現職の政党(立憲政友会)代議士であり、2名が慶応と早稲田の私学教授(この点は教育科も同じ)であり続けた。このことは、法制及経済の委員5名のうち2名がやはり慶応と早稲田の教授であったこととともに、他の文検科目では帝大や東京文理科大学・高等師範学校など官立学校の教授がほとんどであったことと比べて異色であった。

表1 公民科の出題委員

時期区分	第1期					第2期					
	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78
実施回	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78
実施年(西暦)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
木村正義(公民教育) 政友会代議士	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
深作安文(公民倫理) 東京帝大教授	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
野村淳治(公法) 東京帝大教授	●	●	●	●	●						
	△	△	△	△	△	△	△			△	△
	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆				
遊佐慶夫(私法) 早稲田大学教授	●	●	●	●	●						
	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
気賀勤重(経済学) 慶応義塾大学教授	●	●	●	●							
	△	△	△	△							
高橋誠一郎(経済学) 慶応義塾大学教授					●	●	●	●	●	●	●
						△	△	△	△		
中野登美雄(公法) 早稲田大学教授						●	●	●	●	●	●
										△	△
										☆	☆
我妻栄(私法) 東京帝大教授				☆	☆	●					
						☆	☆	☆	☆	☆	☆
穂積重遠(私法) 東京帝大教授							●	●	●	●	●
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

△は高等試験行政科臨時委員

☆は高等試験司法科臨時委員

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

表2 法制及経済委員と公民科委員（第58回以降）の繋がり

実施回	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68
実施年（西暦）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
塩澤昌貞(早大・経済)	●	●	●	●	●						
森莊三郎(東京帝大・経済)	●	●	●	●	●						
野村淳治(東京帝大・法制)			●	●	●	●	●	●	●	●	
気賀勘重(慶大教授・経済)	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
清水澄(行政裁判所評定官・法制)	●	●									
河原春作(文部書記官・法制)	●										
高田休廣(文部書記官・法制)		●	●	●							
小笠原豊光(文部書記官・法制)					●						

3 第1期（1933年度～37年度）公民科設置趣旨と検定実態のズレ

(1) 公民科文検の重点

既述の理由により公民科の文検は、単に受験者の公民科関連知識の有無のみではなく、①日常生活の中に教材を求め、実践上の問題に関係づける能力を有するか、②公民科各要目について常に修身や地理歴史との関係を意識し、最後には道義に帰結させて道徳的情操の教育ができる能力を有しているか検定することを期待されていた。

しかしこのような意識や能力を予備試験・本試験における筆記試験によって検定することは、もともと極めて困難なことであった。筆記試験でできることと言えば、せいぜい①に関して日常生活に関係した事項について出題し、生徒に理解しやすく現実に即した解答を求める事である。この点に関しては各年度とも、日常生活に関連する設問があったと言えなくもないが、5問ともがそれで一貫していたわけではない。むしろ法制及経済の初年度本試(1903年)の2つの設問は、「生徒に講述する心持」をもって、それぞれ帝国議会と商事会社について「通俗的に」説明することを求めていたが、このような出題は、公民科では第1期でも第2期でも一度もなかった。

筆記試験で教授能力を試す一つの方法として、教案の作成が考えられた。

実際、修身の試験では1885年度の初回からほぼ毎回、教案作成（ときに教授法）が出されている¹⁹⁾。しかし公民科では、2期を通じてただの一度も教案作成の出題はなかった。教授法に関する出題と言えそうなものに、「公民科教授上の留意点」（34年度本試）「公民科の教材」（35年度本試）、第2期の「公民科教授の重点」（43年度本試）があったが、教授能力の検定が可能な設問とは思えない。

つまり公民科文検になっても、その中心は知識に関する出題であった。受験生の感想でも、公民科の法律経済系の準備には文官高等試験並の知識が必要であると考えられていた。実際、公民科委員には高等試験委員との重なりがあり（表1参照）、公民科の問題で高文類似問題も多かった（表3）。だからこそ公民科に合格したなら「高等試験への一試金石を通過」したのであるから「勉強の仕甲斐がある」と試験委員（遊佐慶夫）が言い²⁰⁾、公民科から高文へは順序であり難事ではないと、高等小学校教員の高文合格者が言えたのである²¹⁾。それは法制及経済においても同じであった。ある私大専門部法科3年生（勤め人）は、高等試験司法科の「小手調べ」として法制及経済を受験し合格した。彼によれば、法制及経済での「就職は殆ど不可能」であった²²⁾。

表3 公民科と高等試験の類似問題例

公 民 科	高 等 試 験
33年度本試「利潤と物価との関係」	34年度行政科「利子及利潤の増減と物価との関係」
34年度本試「独占業者が自由に価格を左右し得る限界」	33年度行政科「独占業者は其の生産物の価格を随意決定するを得るや」
34年度予試「国務大臣と各省大臣との関係」	31年度行政科「国務大臣補弼の範囲」 33年度司法科「国務大臣の権限」
34年度本試「社会連帯の意義」	30年度外交科「社会連帯の倫理的趣旨」
34年度本試「代理権の発生原因」 35年度本試「代理権を有せざる者が代理として為したる契約の効力」	30年度行政科「代理人と使者との区別」
35年度予試「我国の行政裁判制度」	38年度行政科「行政裁判所の権限」

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

公 民 科	高 等 試 験
35年度予試「物の価格は其生産費に依りて決定せらるゝか」	33年度行政科「生産費と価格との関係」
36年度予試「資本蓄積の過程と其の蓄積増進に必要な条件」	34年度行政科「資本増殖の過程」
36年度本試「対米為替暴落の意味と我が国の産業に及ぼす影響」	32年度外交科「為替相場の下落は経済界に如何なる影響を及ぼすか」
37年度本試「市町村の構成要素及市町村の事務」	32年度行政科「市町村の権能」

出典：巖松堂書店編集部『高等試験問題集』増訂20版，1939年

しかし受験生の教授能力などについては、そもそも筆記試験で試すこと自体が困難なので、教授法についての試験を兼ねていた口述試験に委ねられていたのではないか。

受験生の口述体験記によると、試験委員によっては口述の材料が日常生活に求められそれなりの工夫が凝らされていた。とくに民法はその性質からして自然でもあり、例えば時計修理にまつわるトラブルとか、机の引出しのみ、一軒の家の一室のみ、牝牛の胎内の子牛のみの売却などに関する試問がなされている。

けれども教授能力そのものが検定されたとはおよそ言えないのが現実であった。英語科では、板書、英語での説明、聞き取りなど実技的能力が重視されていたけれども、あれほど教授能力について細かな条件がつけられていた公民科においては、模擬授業など教授技術に関する口述試験がなされた例はまったく見あたらない。せいぜいが「生徒に話すように分かりやすく説明せよ」といった注文であり、しかしそれもその口述試問に一貫しての注文でも、ましてや委員全員に共通した注文でもなかった。公民科教授要目について、「世界ト日本」の細目（1933年度）、「市町村」の細目（1934年度）が問われた事例はあるが、それもむしろ知識の質問である。

道義への帰結を高調して発足した公民科であった。法制及経済の場合は、修身あるいは教育の免許状をすでに有する者か、修身あるいは教育の検定を同時に出願する者に対してしか検定を行なわないとの処置がとられていたが

(1921年3月まで)、公民科ではこのようなことはなかった(1932年8月30日「師範学校中学校高等女学校教員検定規程」第9条。ただし修身の担当教員が公民科をも担当するよう期待されたことは、既述の通りである)。

したがって公民科ではなおのこと、受験者の道徳的な教育能力を検定する必要があったはずである。にもかかわらず、修身その他学科目とを関係づけたり、公民科の教材を道義に帰結させる口頭試問などは、ほとんどなされていない。

もっとも第2問担当の深作委員は修身の出題委員でもあり、彼が公民科の国民道徳的側面をチェックする任務を背負っていた。したがって彼の口述では修身や国体に関連した質問がなされている。しかしそれもあくまで知識についての質問であり、受験生は期待される見解を回答すればそれでよかった。

問 正義を教授する場合の注意点は？

答 個人的に物事を考えず、共存共栄の立場から相互連帯観念を基調とすべき様、力説します。

問 そうかね、よろしい²³⁾。

公民科口頭試問で専ら細かく追求されたことも、やはり専門知識のことである。口述はずいぶんと「微細」にわたった²⁴⁾。「それは占有権回収の訴えか、それとも占有権保全の訴えか、それとも何だね」と急いで問いつめる遊佐委員の態度が、とても「公民的」ではなく「法律的」であったという感想もあった²⁵⁾。

野村淳治委員から選挙区と投票区の相違、貧困者の「救助」と「扶助」の違いなどについて詳細な質問を受けた受験生は、その水準は公民科の程度以上であり、「行政法や民法等は条文を示さないだけ却て高等試験よりも苦しくはないか」、経済原論も同様であると印象を記している²⁶⁾。

(2) 出題問題と教授要目との関係

公民科は強く修身色を帯びて発足しているので、その教授要目にも天皇制家族国家主義的な、また八紘一宇の大精神へと導く対外進出的な色彩が濃厚になっているはずである。そのような視点からして注目すべきなのは、やは

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

り、神社・敬神崇祖、愛郷愛国、国体と政体、皇室と臣民、詔勅、国防と国民、拓殖と移住、海外発展、我が国の使命といった項目の新設であろう。

他方、陪審という「目」（1923年陪審法により刑事裁判に陪審制導入）および社会改善（社会問題、社会政策、社会事業）という「項」の新設も、時宜にかなった重要な意義をもっていた。

しかし文検公民科についてみると、第1期全5回予備・本試験各5問、計50問の出題問題自体には、法制及経済時代と比べそう大きな変動は認められない。公民科教授要目の範囲外と判断される、従来の法制及経済的な出題も相変わらず多かった²⁷⁾。

したがってある合格者の筆記試験感想が言うように、従来の法制及経済とほとんど同様で、とりわけ法律・経済は「寸分違はぬ形」で出題され、よほど「修身科の匂ひ」が濃いかと思われたがそうではなかったのである²⁸⁾。実際には文検修身で出題された類似問題も公民科には多かったのであるが（表4）、その場合でも「修身的」でないもののほうが確かに多かった。

表4 公民科と修身の類似問題例

公 民 科	修 身
33年度本試「公民科と修身科との関係」	24年度本試「修身科と公民科との関係」 32年度予試「修身科と公民科との関係」
34年度予試「与論と社会的制裁」	20年度本試「与論の制裁」教案
35年度本試「選挙の倫理的意義」	32年度本試「選挙権行使」教案 35年度本試「選挙の倫理的意義」
35年度予試「公民と政治道德との関係」	27年度予試「政治と道德との関係」
36年度本試「我が国の神、神道」	29年度予試「神道」 34年度予試「神道と国民道德との関係」
37年度本試「公民教育よりみた日本精神」	36年度本試「日本精神と国民道德との関係」
37年度予試「職業の社会的意義」	36年度本試「労働の意義と価値」教案

けれども法制及経済との相違点もいくつか見られる。「国家と宗教、神社」（34年度本試）、「神道」（36年度本試）、「日本精神」（37年度本試）の3問は、法制及経済ではありえなかった公民科ならではのものであり、それらは神道

を国家の基本方針の一つとして採用していた戦前日本において重要な出題であった。しかし数は少ない。

広い意味では神社は宗教であったが、1933年4月、内務省の社寺局が神社局と宗教局とに分割され、国家行政のうえでは神社は宗教から区別されることとなった。さらに1913年6月、宗教局のみ文部省に移管され、両者の分離はいっそう徹底された。こうして国家神道の採用と、政治と宗教、教育と宗教の分離原則との間の整合性を保とうとしたのである。そして神社崇拝とは、祖先崇拝という道徳的習俗であり、その精神は祖先の恩恵に対する感謝の念（報本反始）であり、宗教的行為ではないとされた。したがって模範解答も、「帝国憲法上の信教の自由を楯に神社の参拝や祭祀の執行を拒否する事は絶対に出来ない」となっている²⁹⁾。

法制及経済との第2の相違点は、公民科になってから「法律行為」について直接問う設問がなくなったことである。意思表示をその不可欠の要素として法律上の権利義務の変動の根拠となる法律行為という概念は、一人の公民となるために極めて重要な知識となるはずであった。教授要目には特に「法律行為」はなかったけれども、文検・法制及経済ではしばしば出題されていた³⁰⁾。

公民科になって姿を消した設問がまだある。それは社会問題に関連するものである。

法制及経済の場合、その初回である1903年度から1923年度までは予備・本試験とも法律2問（公法、私法）経済2問の計4問であったが、1924年度は予備試験4問、本試験5問となり、1925年度以降からは、予備・本試験とも5問となった（出題委員は4問時代から5人体制）。そして追加された1問には、社会問題・社会政策・時事問題的な内容のものが多かったのである³¹⁾。

ところが公民科文検では、この種の出題がなくなった。公民科教授要目は「法制上経済上」の事項と「社会上ノ事項」とに大別されている（中学校規則施行規則に基づく）。言うまでもなく、この「社会上ノ事項」が加わった点が、法制及経済との違いであった。そして「社会改善」（社会問題、社会

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

政策、社会事業)はこの「社会上の事項」に含まれていた。けれどもこの事項こそが「共産主義を宣伝する好個の題目であり左傾思想に利用される余地がある」(傍点原文)との批判も早くからあった³²⁾。公民科に「社会上ノ事項」が含められてはならないのなら、法制及経済のまま留まるべきだったということになる。

ある商業学校教諭も、公民科「社会問題」の目標は、マルキシズムやその反動思想の理論的研究ではなく、それらの間違いが理解できる判断力の養成なので、独立の項目にするのではなく他の項目中に「分散」して指導すべきであると主張していた³³⁾。

以上のように、教授要目に社会改善が含まれていなかった法制及経済時代(1925年の師範学校教授要目では社会問題・社会政策が新設された)に社会問題関係の出題があったにもかかわらず、社会改善が含まれる公民科になってからその出題は消されていったのである。

(3) 教授要目とのアンバランス

さらに新設公民科の文検の特徴としてあげることができるのは、法制及経済では決して見られなかった、また他の学科目の文検でも見られない種類の設問、つまり当該学科目の存在意義に直結する以下のような設問が毎回の予備・本試験で出題され続けたことである。公民科の目的(33年度予試)、公民教育の必要(34年度予試)、公民科訓練(36年度予試)、公民教育の沿革(37年度予試)、公民精神とは(37年度本試)など。

独自の学科目としての公民科には最初から疑義もあっただけに、公民科の存在意義をことさらに強調する必要があったからであろう。公民科最初の本試験第1問が「公民科ト修身科トノ関係ヲ問フ」であるのは象徴的である(逆に文検修身1924年度本試験、32年度予試でも「修身科ト公民教育トノ関係ヲ論ゼヨ」と問われていた)。

このように公民科(ないし公民)のアイデンティティに関する設問が多かったのは、出題委員とも大いに関係がある。公民科が廃止されるまで毎回の予・本試験の第1問で公民科関連の出題をしていたのは、公民科の生みの親と言

われた木村正義である。彼の出題領域は限定されており、したがってそうした出題しかできなかつたのである。ある受験生は、公民教育関係の問題は次第に「出題する材料がつかってくる所ではないか」、委員を専門家よりも公民科担当教師にしたほうが所期の目的を達することになるのではないかと疑問を呈していた³⁴⁾。

また毎回5問の出題領域が固定されていたので、公民科教授要目との間で大きな不均衡が生じることとなった。公民科教授要目の30項(第4・5学年、各15項)を、文検の5問題の領域に当てはめると表5のようになる。

表5 文検公民科出題領域と公民科教授要目

	1931年度 中学校公民科教授要目の「項」
公民教育	
公民倫理	人ト社会、職業、神社、(国家)、(国法)、世界ト日本
公法	教育、宗教、公安、地方自治、市町村、府県、農村ト都市、(国家)、皇室ト臣民、立憲政治、帝国議会、国務大臣・枢密顧問、行政官庁、(国法)、裁判所、国防、国交、人口ト国土、(社会改善)
私法	我が家、(産業)
経済学	一家ノ生計、(産業)、貨幣及金融、交通、財政、我が国ノ産業、(社会改善)

() は、2領域に関する項目

第1問の公民教育は、公民科教員の資格検定試験内容としては妥当であるが、教授要目との関連でいえば該当する項がまったくなかった³⁵⁾。また第4問(私法)に関する教授要目の項も少なく、実際の出題では商法はなく民法に限られていたので、その関係では1項目(我が家)しかなかった。にもかかわらず、第1問と第4問はそれぞれ平等に5分の1の重みをもっていたことになるのである。とりわけ民法の範囲は広く、それゆえ教授要目以外からの出題も多くならざるをえなかつたので、受験生からは公民科の「鬼門」は私法であり、少なくとも民法総則から物権債権親族相続まで1146条を3回は読んでおかないと受験すらできないと怖れられることとなった³⁶⁾。

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

逆に第3問の公法の守備範囲は非常に広がったけれども5分の1の重みしかなく、したがって教授要目に存在しても出題されない事項が多くなっても無理はなかった。修身化された公民科という意味では、第2問の公民倫理が重要な意義を担っていた。けれども同様に5分の1の重みしかもちえなかった。

教授要目に存在しても出題されなかった「項」には、一家ノ生計、公安、地方自治、府県、農村ト都市、産業、交通、立憲政治、行政官庁、裁判所、国防、財政、人口ト国土、社会改善がある。我が家からは「相続」のみ、教育からは「新聞」のみしか出題されなかったので、この2項を含めると、30項中の16項となる。

修身に接近した公民科という性格からすれば、「教育」「皇室ト臣民」「国防」「人口ト国土」からの出題がないのは不思議でもあるが、それも出題委員の専門・関心と関係があると思われる。

なお出題問題数と教授要目とのアンバランスについては、文検修身においても指摘できた。文検修身と言え、中等学校での修身的知識・意識のみが問われたかのように思われるが、実際にはそうではない。より幅広い学識が要求された。

学科目修身は、家庭生活・社会生活などに関する道徳の要領を教授するために設置されていたので、その「帰趨」は教育勅語、戊申詔書、国民精神作興に関する詔書に求められ、とりわけ国体の尊厳なる理由を会得せしめ忠君愛国の大義を明らかにし、国民道徳に対する信念を鞏固にすることが主要な目的とされていた(1931年「中学校教授要目」による)。したがってその教授要目の内容は、ほとんど天皇制国民道徳に関係するものばかりであった。ところが文検修身の場合、全設問の少なくとも半数は、天皇制国民道徳とは関係ないものだった。そうなった理由は公民科の場合と同じく、毎回の設問領域が固定されていたことによる。

文検修身は第1回(1885年)から実施されていたが、その設問数は第22回(1908年)以降、予試本試ともほぼ6問で一貫しており、その内容もほぼ毎

回、①倫理学概論、②西洋倫理学史、③日本倫理学史、④国民道徳、⑤東洋倫理学史、⑥教案作成その他で固定化されていたのである。うち④が天皇制道徳に直結するものであったことは言うまでもなく、また③や⑥において天皇制国民道徳に関係づけられた場合も多かった。しかし①②⑤、とりわけ②⑤は教授要目の範囲外の内容であった。例えば1941年度の②は「カント(I.Kant)の無上命法を解説せよ」(予)「ミル(J.S.Mill)の倫理説を論評せよ」(本)であり、③は「墨子の兼愛説を叙述論評せよ」(予)「王陽明の致良知説を述べよ」(本)であった。

公民科が始まった1933年以降の修身(第59回～第78回の11回)予本試の①②⑤の計66問において検証してみると、国民道徳ないし天皇制と関係があるとも言えそうな事例は、わずかに①に関する「愛国心と博愛心との関係」(1940予)「倫理学上より戦争につきて論述」(1942予)の2問だけである。

しかし①や②⑤、さらに③や⑥の設問が国民道徳とは無関係なものであったとしても、それらに対しては国民道徳的立場から解答しなければ合格しなかったとも考えられる。けれども受験雑誌や受験参考書の解説や模範解答を調べてみても、孟子の湯武革命正当論に関係する「王覇の弁を叙述せよ」(1932予)など特別な場合を除いては、解答内容についていちいち天皇制国民道徳と関係づけることなどはなされておらず、専門分野の純粋性が保たれていた³⁷⁾。

(4) 時事問題と委員

第1期における公民科関係の大事件といえ、なんといっても1935年1月から表面化した天皇機関説問題である。しかも出題委員に機関説論者と目されていた野村淳治が含まれていた³⁸⁾、多くの受験生は機関説問題にどのような対応をすればよいのか、大いに困惑するところとなった。国体と相容れないこのような説は公民科から「排斥」すべきであるとの学者の主張を雑誌で読めば³⁹⁾、なおさらのことであった。

ある合格者は、憲法は難解な法理を詳しく解説している美濃部の著書が最も良いが「公民科の性質上(学説としては兎も角)上杉博士の所論をとるべ

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

きではなかろうか」(カッコ内は原文)とアドバイスをし⁴⁰⁾、また別の合格者も、佐藤丑次郎と清水澄の著書も読んで「美濃部博士の学説の〔公民教育上〕不穩な箇所を訂正する事に務めた」という⁴¹⁾。

しかし他方では、1935年以降においても、国家的非難の嵐にさらされたこの説が国家法人説に基づくことに頓着することなく、「公法人とは国家及其の構成分子たる法人」であり「国家的法人が公法人」だと解説する受験指導者もいた⁴²⁾。

また機関説事件後も美濃部や野村の著書を参考書にあげる受験生も、何人もいた。「無鉄砲にも唯有名な書物ならよいと思って」美濃部の著書を使って「失敗」した理由は、機関説のためではなく「徒に高尚な参考書」は本箱の装飾にしかならないことが分かったからであった⁴³⁾。

現実には天皇機関説に関する筆記試験の出題は、予備・本試験を通じて一度もなかった。天皇や皇族、皇室典範に直接関係する事柄も、教授要目に含まれているにもかかわらず、試験問題にはなっていない。

しかし口述試験では天皇機関説に関する質問がなされている。ただし質問者は野村淳治ではなく、公民倫理の深作安文委員である。深作の試問はいつも穏やか丁寧、かつ親切で受験生から好評であった。

問 国体明徴とはどういうことですか？

問 国体を理解しない人々にどんな人がいますか？ 例えば、具体的に？

問 天皇機関説とはどんな学説ですか？ もちろん教場で教える必要はありませんが、質問された時は答えなければなりませんから。

問 どうしてそんな学説が生じたのでしょうかね。こんなにハッキリしているのに。

答 (天皇機関説の要点をのべ始めると)

問 国家法人説からですね (と教えられた)⁴⁴⁾。

問 国家法人説はよいか悪いかどちらでしょう？

答 法律上よりこれをみれば別に悪いとは思いませんが。

問 それでは天皇は国家か機関かどちらでしょう？

答 (委員の要求点が判明したので) 国家学上法人説を唱へるときは天皇を機関だと説明することになり、我国体の説明には具合が悪い、と答える。

問 具合が悪い。そうだね。——満足さうに——⁴⁵⁾

問 国体明徴ということは何故叫ばれるのでしょうか？

答 天皇機関説があるからです。

問 その説は、どこらに根拠を有しますか？

答 国家法人説に有じます⁴⁶⁾。

これらの問答から、受験者自身がほんとうに国体明徴的で、公民科授業を道義に帰結させる能力を有するかどうかの判定は可能だったであろうか。委員の期待する解答を準備することは当然の受験技術であり、ケルシェンシュタイナーについて質問した深作に関する受験生は、「国家意識への教育を強調すれば御満足の様子」と記していた⁴⁷⁾。

1937年度予試第3問は「貴族院の構成及権限を論ず」であった。出題者はやはり野村淳治と考えられるが、これもまた極めて微妙な設問であった。と言うのは野村は、公侯爵の世襲制改廃、伯子男爵議員互選法の改革と停年制実施、多額納税議員の廃止、職能代表公選議員制の新設、貴族院の議決なしに貴族院改革ができない貴族院令第13条の改訂などを含む、過激な「貴族院改造問題—華族議員及勅選議員の激減と公選議員の設置」を発表していたからである(『法学協会五十周年記念論文集』1933年、所収)。そこで現行制度のみを説明し、改革問題に何ら触れない答案指導もあったが⁴⁸⁾、別の評者は、設問に「論ず」とある以上は決まり切った解答ではだめで、この問題に触れなければ「仏作って魂入れず」になる憂いが多分にあると論じている⁴⁹⁾。

野村委員は口述では特に貴族院改革問題には触れなかったようである。閣令事項の内容、補弼事項以外の閣議審議事項、行政処分と訓令・指示との差異などを訊かれた受験生は何も「解答し得なかった」⁵⁰⁾。しかし結果的には合格であった。野村委員は、陪審制度についての質問はしたが、天皇機関説などホットすぎる話題には文検では触れなかった。

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

公民科には他にも解答しにくい出題が多く、「公民と政治道德との関係」(35年度予試)などもその一つである。ある模範解答は、勝たんが為の不当・不道德な選挙が毎行なわれ、さらに「真に全国民の與望」を担って善政を實行した「立憲的内閣も比較的僅少」であると述べている⁵¹⁾。このように中学生に教えてもよかったのか、まかり間違えば血が出そうであるが、第1期においてはまだこのような模範解答が許容されていた。

以上、公民科設置趣旨からすれば、文検ではもっと「道義」に関係した出題がなされ、口述試験でも徳育能力の検定がなされねばならなかったにもかかわらず、現実にはそうはなっておらず、法制及経済時代と同様、文部省の期待に反して専門知識に重点が置かれた試験となっていたことが分かる。

4 第2期(1938年度～43年度) 時局化の嵐の中で

(1) 学科目公民科の変容

野村委員に代わって天皇主権説の中野登美雄委員が登場したのが第2期である。この交替は、今後ますます公民科検定が「教学刷新の一翼」を担って走ることを約束するものだと評価された⁵²⁾。

第2期は既述のように、1937年3月における公民科教授要目の改訂から始まる。それは、天皇機関説問題を契機として国家的に展開された国体明徴運動・政策の一環としてであり、このとき同時に、修身、国語漢文、歴史、地理の教授要目も改訂された。

事例を日常生活に求め、しかも「道義ニ帰結セシムル」ことが求められて新設された公民科であったはずであるが、この頃になるとなお自由主義的、個人主義的傾向が強いとか⁵³⁾、「日本の特殊性」に配慮がなされていないとか⁵⁴⁾、さらには「無味乾燥」「生徒の興味を害ふ」⁵⁵⁾というように、法制及経済に対すると同様の批判にさらされるようになった⁵⁶⁾。

「殆ど根底から覆つた」「完膚なきまでの改正」⁵⁷⁾と評された新「教授要目」の公民科前書きでは、それまでの「立憲自治ノ国民トシテ必要ナル教養」を与えるという公民科の目的(1931年1月20日訓令「中学校令施行規則改正の

趣旨)が、「日本臣民タルノ信念ト憲政治下ノ国民タルノ資質トヲ養成スル」ことに改められた。うち「自治」という言葉を消した理由は、「西洋流の市民教育に陥る危険を避けた」ためであるという。日本の立憲政治は決して「自治」ではなく天皇統治に基づく政治の近代的形式であり、我等にとっては「大政翼賛」であるからであった⁵⁸⁾。

そして前書きでは、「我が国ノ特質」「日本臣民タルノ信念」「我が国体」「肇国ノ精神」「我が国統治ノ根本観念ノ他国ト異ナル所以」「遵法奉公ノ念」「我が国固有ノ醇風美俗」といった言葉が、非常に多く使われている。

公民科の国体明徴化に関連して、神道的教材を実際に取り入れるためには「幾多の研究問題が残されている」とか⁵⁹⁾、あまりに修身科的な区域にまで入り込むことに懸念を表明する意見もあった⁶⁰⁾。

しかし1937年5月に『国体の本義』を刊行した文部省の教授要目解説(同月)によれば、今回の要目は「国体明徴の指導精神に従ひ、只管聖訓に基いて国民道徳の陶冶を与へることに努めた」のであり、その理由は、公民科教育の「実情」が「我が国体の本義に基くべきものなることの認識が十分ではなかつた」との反省によるものであった。

そこで新教授要目では、「我が家」(項)の前に、これまでの「人ト社会」(項)に代わる「我が国」(項)が新設され、そこに「我が大君」「我等御民」(目)が設けられた。「我が国体」(項)には「国体ト祭祀」(目)が新たに置かれ、その他でも天皇制の国家神道的側面がいっそう強化されている。「我が国ノ使命」(項)の最後に「我等ノ覚悟」(目)が新設されているのは、日中戦争開始(同年7月)直前という時機に符合している。

他方、それまで「立憲政治」(項)に含まれていた「臣民ノ権利義務」(目)は、「立憲政治」が「国憲ト国法」(項)の「目」に落とされるに伴って、「我が国体」(項)の「臣民ノ本分」(目)となり、「臣民ノ権利」は意識的に削除されてしまった。またそれまで「地方自治」(項)の中に含まれていた「我が郷土」(目)が、新要目では「項」に格上げされてその中に「地方自治」(目)が包含されるように地位の逆転が生まれ、「社会改善」(項)も「国民

生活」という新設「項」の一つの「目」に格下げされた。

教授要目改訂の背後には、天皇機関説問題があった。改訂作業当事者の樋田豊太郎（文部省図書監修官）は、公民科教科書からの「極悪の思想」である機関説の「残滓」の徹底的「掃除」を叫んでいる⁶¹⁾。旧教授要目下においても山崎犀二（文部省普通学務局庶務課長）が文部省検定済みの公民科教科書についての詳細な批判、つまり〈身内批判〉を展開していたが、そこで批判されているのは主として事実関係であり、国体という視点からの批判はそれほど多くなかった⁶²⁾。

なお公民科には以前にもまして細かな注意事項がつけられ、その実践をいっそう困難なものとした。「事例ヲ成ルベク日常生活」に求めることはともかく、「単ニ知識ノ伝達ニ止マラズ常ニ之ヲ道義ニ帰結セシメ以テ公民的徳操ノ陶冶」に努め、教室内での授業のみではなく学校生活全般にわたって適切な「公民的訓練」を施さなければならなかった⁶³⁾。

そのうえさらに公民科は修身・国語漢文・歴史・地理・実業等との連絡を密にしなければならない。これほど細かく他の学科目との連絡を強調された学科目は他にはない⁶⁴⁾。それは実際問題としてはほとんど実現不可能な注文であり、公民科は法令に忠実であろうとすればするほど身動きがとれなくなった。

（2）時局問題・時事問題

公民科文検第2期最初の予備試験（1938年度）は、法制及経済時代からの頻出問題である第4問「家督相続」⁶⁵⁾を除いて、かなり強い衝撃を公民科受験界に与えた。第1問「青年期に於ける公民教育の重要性」は、青年学校の義務化（1939年実施）が論議されていたおりから明確な時事問題、第2問「公民教育より観たる国民精神総動員の意義」は言うまでもなく時局問題、第5問「国民経済学の本質及び目的」も前年度予試の「自由競争の利害」と合わせ考えると、やはり非常時局を反映していると考えられた。

第3問「憲法の上諭に示されたる憲法制定の目的、帝国憲法の主要制度」は、中野新委員による公民科の本質に触れた「苦心の結晶たる名問題」と

か⁶⁶⁾、「従来の傾向と全然違った」⁶⁷⁾問題として受けとめられた。

中野新委員が任命されたとき、従来の問題は、例えば前回の「貴族院の構成及び権限」など「あまりに専門的」であると述べたという⁶⁸⁾。しかし彼の出題がすべて一般的なものになったわけではない。例えば続く本試験の「非常大権の意義と範囲及びその発動の形式並に補弼又は補佐の条件等」などというものは、それこそ「あまりに専門的」すぎた。

さて1938年度から43年度までの予・本試験問題6回分は全55問となる(43年度は、中等学校での公民科廃止決定により本試験のみ実施)。それらについてまず明確に言えることは、国体明徴につながる「天皇制」「国民道徳」「国家神道」関係の時局的設問が以下のように多数なされていることである⁶⁹⁾。

国民精神総動員(38年度予試)、時勢の進運と国民道徳(38年度本試)、非常大権(38年度本試験)、支那事変(39年度本試)、皇道精神(39年度本試)、支那事変(40年度予試)、外来文化と家族制度(40年度本試)、祭祀の国民道徳上の意義(41年度予試)、日本民族の独創性(41年度本試)、大東亜建設(42年度予試)、国民道徳の普遍性(42年度予試)、戦時と公民教育(42年度本試)、神道の倫理(42年度本試)、日本精神(43年度本試)、統帥大権(43年度本試)

全55問中15問

この15問中9問は各回予・本試験の第2問であり、修身的公民科のお目付け・深作委員の出題と推測される。「祭祀の国民道徳上の意義」は、神祇に関する独立中央官庁・神祇院の設置(1940年)にまつわる時事問題でもあった。皇道精神など、「一体誰が学問的に唱へ出した述語」なのかと受験生の頭を悩ませたが、しかし要は「解答者の信念と見解の問題」であり、いろいろ論ずるよりも「簡明な本質的定義を下すだけで充分」と居直ることができた⁷⁰⁾。

しかし「国民道徳の普遍性」などになると、もともと矛盾した設問なので真正面から考えると極めて解答しにくく、文検受験指導者たちも悩まざるを

えなかった。

平良：国際道徳と国民道徳とが対立するという君の考え方は少し古い。両者は区別の必要がない。

受験生：私は、忠孝は人道でもあるとして「特殊即普遍」で立証につとめた。

島：具体的道徳がそのまま世界的道徳になることを論証するのは難しいことだ。

平良：こんな問題は分析的に書かないほうがよい。八紘一字の大義からはじめたほうがいい⁷⁰⁾。

それでも白を黒と言いくるめることは難しく、模範答案でも論理的矛盾をなくすことはできなかった。つまり普遍性については「古今を通じ東西に照らして少しも変りはない」「人類共通の事実」と解説しながら、その舌の根も乾かぬうちに「我が国民道徳は、日本国民たる以上当然実践しなければならぬ国民共通の道である。従って我が国民道徳は普遍性を持っているのである」と、普遍性というのを日本国内に限定してしまうのである⁷¹⁾。

因果関係を逆転させて〈言ったほうが勝ち〉という種類の模範解答例もある。教育勅語の「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」という言葉こそ「国民道徳の普遍性を論断して余地なき御昭示」であり、その例証は、大東亜戦下占領地域や他邦にまで皇祖・天神などをまつる神社が続々と建設され、他民族の崇敬の中心となりつつある「事実」である⁷²⁾。

「支那事変」は日本を中心とした東亜新秩序を建設することによって、西洋人の「不当なる搾取と抑圧」に呻吟する東亜民族を解放する「聖戦」であり、したがって西洋人が考えるような「侵略戦」ではないとする模範解答においても、ではなぜ東亜解放のために中国と戦わなくてはならないのかという理由が書けないために、論理的整合性に欠けてしまうのである⁷³⁾。

公民科第2問で今日から見れば無理難題を吹っかけ解答者を悩ます深作であるが、彼は第2期になっても「温厚な君子型」で、口述も「親切丁寧」、試験されているという気がしないと、好評判に変わりはない⁷⁴⁾。

問 国家社会のことを考えることを何といたらよいでしょう（生徒に分かりやすく）。

答 犠牲的精神です。

問 もっと適当な言葉はないですか。

答 滅私奉公…

問 近頃は一億一心などという標語もありますね。銘々の勝手はいけない。買いだめ、売り惜しみをいけない。皆その精神から来ることですね。もうよろしい（以上やく十分）⁷⁶⁾。

なお第2期になるといっそう修身との類似出題が多くなった。第1期と違うのは、それらが時局的なものに限られていたことであった（表6）。

表6 第2期公民科と修身の類似問題例

公 民 科	修 身
38年度予試「公民教育よりみた国民精神総動員」	42年度予試「倫理学上より戦争に就きて論述」
38年度本試「時勢の進運と国民道德との関係」	40年度本試「国民精神と国民道德との関連」
39年度本試「皇道精神」	40年度本試「皇道」 41年度予試「皇国の道」
41年度予試「祭祀の国民道德上の意義」	41年度本試「祭祀の国民道德上の意義」
42年度予試「大東亜建設と公民教育との関係」	42年度予試「東亜新秩序の指導者としての皇国民の錬成」
42年度予試「国民道德の普遍性」	43年度予試「戦争と国民道德との関係」
42年度予試「領土権、領土」	41年度本試「国土についての教案」
42年度本試「戦時に於て留意すべき公民教育の重点」	43年度予試「戦争と国民道德との関係」
42年度本試「神道の倫理」	34年度予試「神道と国民道德の関係」

(3) 木村委員の不機嫌

公民教育や公民科そのものと関連づけた設問も第1期と同じく多い。

全55問中、公民教育の重要性（38年度予試）、良き公民科教師（40年度本

試) など13問あるが、うち11問は毎回の第1問であり、第1期同様、木村委員の出題であろう。けれども公民科発足時の、立憲自治ということを強調した「公民」の意味内容は、第2期には大きな変質をとげざるをえなくなっていた。

木村が1919年5月に文部省入りしたとき、大臣・次官・局長とも何の憚りもなく話ができ「デモクラチックな空気」が省内に満ち満ち、内務省とは全く違っていたという⁷⁶⁾。そういう雰囲気の中で彼は、婦人参政権も認められ「国民の政治参与に差等を認めざる純然たる普通選挙に依る真の国民全体の政治」が実現されることを切望し⁷⁸⁾、また人民が「被治者たると同時に治者としての地位を獲得した」ことに対応して必要になった公民教育という立場から⁷⁹⁾、公民科の旧教授要目を作成した中心的功労者であった。だからこそ第1期での口述試問「公民教育上最も大切なことは何か」という問いに対し、ある受験生が「国体観念を明確にし堅実なる思想を涵養すること」と答えたとき、木村は「そんなことは修身科でもよい。それは判断力の養成だ」と怒ったのである⁸⁰⁾。

それだけに、公民科をめぐる状況の変化は木村の心中を不穏にしたはずである。

教授要目が改訂された1937年の口述試験の直前、受験者たちは、旧要目の生みの親が旧要目を出題するのも非常識であるし、新要目について批判的に質問するのもおかしいので質問はないであろうと予想をたてていた。予想は的中した。その代わり「公民教育をして、どうすると云ふのか」「口を開けば、公共的精神とか云ふが、君などは、全て自己のためにしてきたのだろう。何か人のためにした事があるのか」と質問され、答えているうちに願書を無言で目の前につきつけられた。「からかっているのか、それとも自然なのか」⁸¹⁾。

おまけに木村は1時間に30人ほどを片づけ⁸²⁾、地方官会議があるとかで帰ってしまったのである。受験生たちは2分間ほどで退場を命じられ「皆青くなって」いた⁸³⁾。

ある公民科受験生の嘆き。「肉を削り血をすゝるやうな受験生活」の中で、口述において大先生に接することが「独学文検学徒の最大唯一の慰安」であるのに、「それが、にがい苦しい思出の一つにならうとは」⁸⁴⁾。

翌1938年度の木村の口述試問は、どの受験者に対しても「女子の公民教育」に関する1問のみであり⁸⁵⁾、そしてやはり不機嫌であった。

問 女子に特に公民教育が必要な理由は？

答 児童に家庭教育を施すから。

問 その他には？

答 今まで等閑に付されてきたから。

問 そんなことは理由じゃないよ。その他に？

答 (全く窮す)

問 よし…。もうよし⁸⁶⁾。

巨漢の木村が矢継ぎ早に質問すると誰にも一種の威圧感を与えた。しかしそれも好意的に解釈すると、「自分の創設した公民科を…十分にやり通せるかを追求される親心」からであった⁸⁷⁾。

第2期の設問にも「立憲主義」(39年度予試)「公共団体」(同本試)「議会の権限」(同本試)「自治行政」(41年度本試)などが出題されている。教授要目の「目」としては「郷土ト地方自治」「地方自治ノ精神」とか「立憲政治」が残されていたから当然のことではあった。「自治」に関連する設問は法制及経済時代から多かったが⁸⁸⁾、しかし第2期においては「自治」自体が時局化し、もはや自治的公民とか国民の政治参加などを強調して解答することは許されなくなっていた。

例えば「自治行政の観念」(41年度本試)についてある文検指導者は、天皇統治が原則であるが「愛民の大御心」によって地方自治が認められたとしたが⁸⁹⁾、受験生たちのほうは、結論を「臣民翼賛体制である」とした「皇道至上主義」で論じた、中野委員ということを考えて「大政翼賛型」で書いたというように、出題意図を忖度しより巧妙に解答している⁹⁰⁾。公民教育推進者の一人である長倉矯介(広島高師教授)が、私の公民教育論とは「天皇を

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

知ること」であり、一貫して語られるのは「翼賛」の語であるなどとするのであるから⁹¹⁾、それは仕方のないことであった。

また「自由民主主義の国家乃至憲法観を分析批判すべし」(40年度予試)に対しては、民主主義は賢君の独裁よりも劣る衆愚の政治であるが、日本では「国家の主権は上御一人に在り、人民は飽までも臣民であって厳然と区別されている」ので、西洋民主主義を批評することによって「我が国家の卓越せるに感激せしめられる」と書く必要があったし⁹²⁾、帝国議会はもちろん「天皇の大権を翼賛し奉る一つの機関」であり、外国人が考える「立法府」ではなかった⁹³⁾。

やがて木村の口述試問にも変化が生まれる。

問 支那事変と欧州戦争との違いは？

問 一体聖戦とは何ですか？

問 君のいう東洋には豪州を含むのですか？

答 経済的なことまで考へますと…含めるべきだと思ひます。それからハワイあたりまで…

問 イヤ、もう宜しい(以上5分くらい)⁹⁴⁾。

「聖戦」とは何なのか、自分でも正解の分からない質問をしてイライラしている様子がうかがわれ、太平洋戦争突入後には、さらに諦めの境地に入る。

問 公民精神の中核は？

問 皇道精神とは？

問 大東亜戦争で滅私奉公の精神が現れていることは？

答 最近では加藤建夫部隊長⁹⁵⁾、さかのぼっては肉弾三勇士。

肉弾三勇士の話は上海事変(1932年)の際のもので、質問に対応するものではなかった。しかし木村は採点表に「よろし」と確かに書いていたそうで、受験生は「実に簡単なもの」と感想を記している⁹⁶⁾。

木村のそういった試問態度に違和感を抱いた受験生は、公民教育関係の設問では「試験委員の説と新要目の精神の間に何か喰違があるやうな気がして

どうも書きにくくて困ります」との感想を洩らした。それに対し島為男は「以前からその感はしたが、公民科が廃止と決定…されるとなると、いよいよその感が深い」と応えている⁹⁷⁾。

しかし木村の不機嫌さの裏には、実はもう一つ理由があった。それは、自分自身が所属している政友会の内紛⁹⁸⁾のことである。木村は革新派のリーダーの一人であった。

そもそも現職の政党代議士が国家試験の出題委員になるなどということは現在ではおおよそ考えられず、文検においてもまったく異例のことであった。しかも1939年度本試第1問は「公民教育と政党の改革」だったのである。それで、革新派の闘将としての木村委員のことを考えると「一寸気持の悪い問題」であるとか⁹⁹⁾、「一寸難かしい」とか思われた¹⁰⁰⁾。

受験生のなかにはそういう配慮は不要であり、委員だって「そんなに狭量ではない」だろうという意見もあったが¹⁰¹⁾、しかし口述試問では多くの受験生が「政友会の分裂問題は時局より見てどうか。総親和との関係は？」などこの問題をもろに突きつけられ、革新派に不利な主張をしたものは「相当ドナラレた」という¹⁰²⁾。

ある受験生の場合、「政友会の内紛について生徒に如何に教へるか」の一問のみであった¹⁰³⁾。それは教授法に関する質問といえば確かにそうであるが、これほど答えにくい質問もない。「総親和総努力」とは、平沼騏一郎新首相が挙国一致を呼びかけ「国民に贈りたい」としたスローガンである（『大阪朝日新聞』1939年1月6日）。木村は受験生たちに、「分裂している場合ではない」と一方の当事者を前に政友会批判をさせようとしたのだろうか。次の記録を見てみると、実は「分裂することが正しく総親和などできないことだ」と平沼批判をさせたかったようである。

問 総親和ということは一体出来るか。

答 非常時日本においてしなければならぬと思います。

問 いや、する、しないを訊いているのではない。出来るか出来ないかを訊くのだ。

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

答 出来ます。

問 そんなら〔理論的実的に相当の根拠がある意見が両立し〕しかも意見不一致のとき、総親和になるか。

答 両立するのでは総親和にはなりません。

答 そんなら君のは総親和「出来ます」ではないじゃないか。

受験生いじめとしか言いようのない試問である。それでもこの受験生は、木村委員の質問は多分、公民科教員としての所信を試したかったからではないか、なぜなら学問的でなく、しかも「言々句々反駁」であったからであると好意的に解釈している¹⁰⁴⁾。

確かに政党人としては総親和などに賛成すべきではなかった。しかし政友会自身が、天皇機関説を排撃し、日中戦争を積極支持し、そして国家総動員法にも賛成して議会政党としての自殺的行為を繰り返していたのである。木村のいらだちのとばっちりを受けざるをえなかった受験生たちこそ、いい迷惑であった。

(4) 時事問題としての「法経」

しかし第2期になって文検出題問題のすべてが時局化(国体明徴化・臨戦化)されたかと言えば決してそうではない。出題領域が決まっていたので第3問から第5問については法制及経済時代の既出問題類似の設問が多く¹⁰⁵⁾、ある合格者が、受験者は旧法制及経済の問題を「全部手にかけて処理して置くことが如何に大切であるか明瞭」であるとアドバイスできたゆえんであった¹⁰⁶⁾。

ただ事例を日常生活に求めるという公民科の性質上、時事問題(時局問題と明確に区別することは困難であるが)が絡む問題が多く、場合によっては、問題自体は直接時事的でなくても時事的立場で解答を考える必要があった。「公民教育と政党の改革」(39年度本試)は既述のように政友会の内紛と関係していた。「契約自由の原則」(38年度本試)「自由競争の利害」(39年度本試)は戦時下における統制経済の強化と、「統帥権の独立と軍人の政治関与禁止」(39年度予試)は、2・26事件や、軍部が議会制度改革案を作成し議会で問

題となった件（ともに1936年）と関連していたと考えられる。「民法の由来・内容」（40年度予試）など第4問の多くは、当時の民法改正問題、しかもそれに関与した穂積委員との関係から言えばまさに時事問題であった。そのうち「隠居制度」（41年度予試）は、不適任な戸主を無くそうとする廃戸主制（27年、相続法改正要綱）や選挙制度改革問題、「親子関係」（39年度予試）は「25年、親族法改正要綱」を歴史的背景にもっていた。

さらに「無任所大臣」（39年度予試）は、平沼内閣が軍部の要求で枢密院議長の近衛前首相を無任所大臣に据えた問題（39年1月）の直後であり、「借地借家の法律関係」（41年度本試）「土地の民法関係」（42年度予試）「地代発生の原因」（同）も、1939年「地代家賃統制令」の制定（38年「国家総動員法」に基づく勅令）や、1941年「借地法」の改正（21年の制定当時の大都市のみ適用から全国適用へ）と関連したであろう。「労働の移動性」（42年度本試）も、労働力を職種や地域の垣根を超越して有効利用する戦時労働政策という点から、まさしく時事問題と言えた。

（5）国民道徳的情操の教育能力

公民科教員に必要とされる能力、つまり教材を实际生活に結びつけ、かつ道義化する能力の検定という点で、第2期になれば文検は有効に機能したのだろうか。

第1期同様、予・本試（筆記）を通じて教案作成は一度も出題されず、教授法に関する出題もなかった。

口述試験では、委員によっては教え方に関連する質問がなされた。

木村：公民科を中学校で教えるのと、小学校で教えるのと同じですか。どう違いますか。公共心養成の方法は、中等学校3年くらいでは、尋常6年くらいでは？¹⁰⁷⁾

深作：（自由とは何か）ここに生徒がいるとして、その生徒に説明する積もりで碎いて説明して下さい¹⁰⁸⁾。

生徒に理解しやすいように説明することは重要な教授能力である。けれども、この要求にしてもすべての公民科委員によってなされたわけではなく、

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

試問中ずっと一貫したわけでもなかった。例えば高橋委員の「グレーシャムの法則を生徒に教える場合どんなに説明しますか」(37年)に対して受験生が、「本位貨幣たる金貨に磨損した貨幣があったり金含有量目の異った貨幣があったり…」といった調子でその注文を無視して答えても、委員は特に注意もせずに次の質問へ進んでいる¹⁰⁹⁾。

深作は教え方にこだわった委員の1人であり、「中等学校の生徒にわかるやうに云ひなさい」と2度も注意された受験生もいる¹¹⁰⁾。しかしその彼の発問自体が曖昧で、教授法のモデルとならない場合もあった。

問 神器と神道の関係は？

答 神器は神道の象徴です。

問 もっと中学生にも判るやうに。教授法とも関係がありますが。

答 御鏡は君徳の表徴、御剣は国体擁護の力、とか当てずっぽうに答えかけると、

問 一寸的を外れていますね。神器は神として祭られていると言へばよろしい¹¹¹⁾。

そもそも検定委員自身、中等学校生に分かりやすく教える能力をもっていたのであろうか。また教材を道義化させる能力の有無の検定をしようとするれば、自分自身にもその能力が必要となる。公民科を修身や国語漢文、地理・歴史と関連づけさせる能力を調べるためには、委員の一人一人が中等学校の教授要目に通じていなければならない。

日常生活と関連づけた口述試問に比較的努力したのは、第1期と同じく、それがしやすかった民法の委員であった。わずか1年限りに終わった我妻委員は、改正親族法案との関係で内縁の妻の地位・不利な点などについて「座談的に」指導した¹¹²⁾。ただ現実問題であったかも知れないが、中等学校生たちには教えにくい内容であった。しかも改訂教授要目の「我が家」の項からは「親族・婚姻」の目は削除されていた。

穂積委員もまた、貸した時計が売却された場合と盗まれた時計が売却された場合の違いとか¹¹³⁾、軍艦が商船に衝突して沈没させた場合と鉄道が人を轢

殺した場合の違いなど¹¹⁴⁾、生徒の興味を引きそうな試問をしている。

公法関係でも立憲政治、議員の選挙、刑事訴訟などからの実際的試問はいくらでも可能であったはずである。しかし「大臣の事務管理」「事務管理と代理の違い」「帷幄上奏」「上奏事項の違い」といった中野委員（公法）の質問は、中等学校生たちの日常生活と結びつけることに無理があった。

そして公法、私法、経済学の委員たちが、その口述試問事項をわざわざ道義に関係づけさせるようなことも、第1期と同じく、まったくなかった。口述試験で主として試されたのは、やはり、たとえ教授要目の範囲を超えてでも、どれだけ詳細に専門事項を理解しているかであった。家督相続における限定承認と単純承認などは¹¹⁵⁾、中等学校生に不可欠な知識や道徳とはあまり言い難く、統帥権の問題なども、公民科の問題として、ましてや予備試験問題として程度が高すぎ、普通の憲法書で詳しく論じられていない事項であった。中野委員自身そのことを自覚していて、それで「無任所大臣」との二者択一にしたのであろうと解説された¹¹⁶⁾。

以上を要するに、公民科文検は、公民科設置趣旨に沿って公民科を道義化する教授能力を検定するための資格試験という点では、第2期においても期待通りには機能していなかったと言えるのである。

おわりに

第2期に入って公民科の国体明徴化が強調されればされるほど、公民科の存在意義は薄れていかざるをえなかった。公民科の前身である法制及経済は、一人前の公民として必要とされる法律・経済の「知識」を与えることを任務として新設された。しかしそれが、全国中学校長会議や高等教育会議の新設反対の意向を無視してかなり強引であったために、反対論を抑える目的で修身その他の学科目との連携など余計な条件がつけられ、法令通りに実践することが困難な学科目となってしまった。

公民科は法制及経済の教育の実態を批判し、自らの道義化・修身化を宣言することによって再出発したのであるが、そのために再出発以前から、修身

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

と公民科の統合問題がくすぶり続けてきた。雑誌『理想』の主幹は詰問する。合科教育の主張が一方でありながら旧態依然を墨守するのは修身と公民科で、すでに双方とも「大いに全体主義の色調が加味」されたにもかかわらず「双頭の怪蛇」として「教育過程」のなかを「徘徊」している。両者を統一しなかったものが、公民教育を歪曲することになった。それは誰か！と¹¹⁷⁾。それは、独立した公民科の新設に尽力し文検公民科委員であり続けた木村正義のことだったのであるか。

公民科は、修身的立場から諸科目を統合する首位的学科目となった。しかしそのためにその性格・任務は曖昧になり、しかも種々の足枷がはめられた結果、法令通りの実践が極めてしにくい学科目となってしまった。ということは、そういう性格の学科目を担当できる能力の検定ということも、日ごろ中等教育とは縁遠い学者や政治家の委員にとって始めから無理であったということになる。また時局的設問は、国体明徴の立場からという出題意図を忖度して論理性を無視することによって、期待される答案を偽善的に書きあげる技術を受験生に求めた。現人神を中心とした神の国というフィクションは、偽善者を生み出さざるをえなかったのである。

公民科に残された道は、地位は下がっても本来の法制及経済に戻り、自然科学と並んで社会科学を知識として教え合理的判断力の養成を目的とするか、首位的地位を守るために修身と統合するかであった。統合の場合にも修身を公民科に統合するか、公民科を修身に統合するか議論が分かれていたが、けっきょくは後者の道が選ばれた。

1943年1月21日公布「中等学校令」下の「中学校規程」「高等女学校規程」(3月2日)によって、公民科はついにその姿を消すこととなった。師範学校においてのみ「国民科」の「修身公民」としてかろうじてその痕跡を留めたけれども(1943年3月8日「師範学校規程」第4条)、師範学校の専門学校昇格に伴い文検の対象から師範学校教員が削除されたため(1943年3月31日「中学校高等女学校教員検定規程」)、文検公民科は完全に消滅してしまったのであった。

注

1) 1999～2001年度科学研究費補助「近代日本中等教員に期待された教科専門知識並びに教職教養に関する史的研究」(代表者・寺崎昌男)。これまでの研究成果に、寺崎昌男・文検研究会『「文検」の研究－文部省教員検定試験と戦前教育学』(学文社, 1997年)がある。

2) 以上, 堀尾輝久『天皇制国家と教育』青木書店, 1987年, 194頁, 200頁, 202頁, 214頁, 217頁。

3) 武藤拓也「旧制中学校における公民科の導入」『鹿児島短期大学研究紀要』65号, 1999年11月, 参照。

4) 松野修『近代日本の公民教育』名古屋大学出版会, 1997年, 5頁, 3～4頁。

しかし松野は、「自然権論を基調とする公民教育」と、1920年代に社会主義対策として出現した、まさに堀尾のいう公民教育の思潮とを区別し、後者については「公民科」ないし「公民科教育論」の言葉をあてるとも述べているので、公民科はいったいどちらに属するのか混乱してしまう。この区別の直後には再び、「広義の公民教育」が「天皇制家族国家観に立脚する公民教育(修身科など)」と「自然権論を基調とする公民教育(法制及経済, 公民科など)」(傍点竹中)とに分類されている(6頁)。

なお堀尾は、松野のいう「自然権論を基調とした公民教育論」を主要に支えた「立憲帝国主義」については、「公民教育」の枠外で論じている(堀尾, 前掲書, 第3章参照)。

5) 松野, 前掲書, 182頁, 236頁。

6) 松野, 前掲書, 327頁。

7) 新田和幸「日清戦争後の「公德」養成の教育と「法制及経済」科の成立」, 北海道大学教育学部教育史・比較教育研究室『教育史・比較教育論考』第10号, 1984年, 同「明治末～大正初期の『立憲思想』養成の要求と具体的展開」『北海道教育大学紀要』第1部C, 第34巻2号, 1984年, 参照。

なお1912(明治45)年5月開催の全国中学校長会議は、文部大臣からの中学校教育改善策についての諮問に対し、法制及経済(および唱歌)の随意科目化を決定答申している。しかし1915(大正4)年12月には、「立憲国民」養成の具体策に関する諮問に対し「法制及経済」の「活用」を答申し、「立憲思想」の教育は時代の大きな潮流となりつつあった。

8) 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立』東京大学出版会, 1992年, 95頁。

9) 『帝国議会貴族院委員会議事速記録4』臨川書店, 1982年, 81～82頁。

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

- 10) 1931年2月7日文部省訓令第5号「中学校教授要目」および3月11日訓令第7号「師範学校教授要目」、32年2月19日訓令第3号「高等女学校及実科高等女学校教授要目」。なお公民科教科書では女子用のものが編集されたが、教授要目にはほとんど差がなく、文検においても特別の配慮はなかった。
- 11) 1925年師範学校規程改訂趣旨説明では、法制及経済は「精神ノ修養ニ資スヘキ学科目」の一つに数えられ、教授要目においても「実用ヲ主トシ且道徳的情操ノ陶冶ニモ留意スヘシ」と、そのいっそうの徳育化が計られており、公民科化への前兆が見られた。
- 12) 「普通教育に於ける法制経済科の価値」『教育学術界』10-4, 1905年1月。
- 13) 「中学校に於ける修身教授と法制経済科」同上, 13-3, 1906年5月。
- 14) 「公民精神の激奨が根本なり」『公民教育』2-12, 1932年12月。
- 15) 「公民科の難点を論じて教育と政治との関係に及ぶ」『公民教育』3-4, 1933年4月。
- 16) 「公民教育と道徳教育」『公民教育』3-5, 1933年5月。
- 17) 「公民科に就て」『公民教育』2-12, 1932年12月。
- 18) 川原孝治「文検公民科研究講座(16)」『公民教育』9-12, 1939年12月。
- 19) 1937年度本試:「国民道徳と学芸との関係」に就いて教案を作れ。
1938年度本試:「国民精神と国民文化との関係」につきて教案を作れ(但し中学校最上級2時間)
1939年度本試:本分につきて教案を作れ(但し中学校最上級2時間)
1940年度本試:「臣道実践」につきて教案を作れ。但し程度は中学校最上級2時間。
1941年度本試:国土につきて教案を作れ。但し中学校最上級2時間。
1942年度本試:「宣戦ノ大詔ヲ拜シテ」につきて教案を作れ。但し中学校最上級時間。
1943年度本試:「伝統と改新」について教授案を作れ(但し中等学校最上級2時間)
- 20) 坂本六合魁『文検中等教員公民科独学受験法』大明堂, 1934年, 258頁から。
- 21) 小沼次男「文検公民科より高文へ」『公民教育』4-5, 1934年5月。
- 22) YI生「文検法経科受験記」『教育学術界』14-3, 1928年3月。
なお「文検受験生 法制経済に殺到 但し需要は最も少い」との報道もあった(『教育週報』109号, 1927年6月18日)。
- 23) 渡辺昌雪「文検公民科講述受験記」『公民教育』4-1, 1934年1月。
- 24) 渡辺徳治「文検公民科の準備法」『公民教育』3-12, 1933年12月。
- 25) 吉田喜市郎「文検公民科口述試験案内」『公民教育』5-6, 1935年6月。

- 26) 大河内清栄「文検公民科口述の印象」『公民教育』6-1, 1936年1月。
- 27) 未成年者保護(33年度予試), 契約自由(33年度本試), 物価と利潤(33年度本試), 輿論と社会的制裁(34年度予試), 代理権(34年度本試), 独占業と価格(34年度本試), 公民と政治道徳(35年度予試), 行政裁判制度(35年度予試), 物権と債権(35年度予試), 価格と生産費(35年度予試), 選挙の倫理的意義(35年度本試), 代理権(35年度本試), 賃金と利潤(35年度本試), 資本蓄積(36年度予試), 民法と住所(36年度本試), 対米為替騰落の意味と我が国産業への影響(36年度本試), 法人(37年度予試), 自由競争(37年度予試), 占有保護(37年度本試), 独占価格理論(37年度本試) 50問中20問
- 28) 前掲, 吉田喜市郎「文検公民科口述試験案内」。
- 29) 藤谷保「公民科本試験問題の解答」『公民教育』4-8, 1934年8月。
- 30) 05年度予試「法律行為とは何ぞや」, 17年度予試「法律行為の意義」, 20年度予試「法律行為の意義・成立要件」, 211年度予試「意思表示と法律行為との関係」, 23年度予試「行為能力・無能力者とは」, 23年度本試「法律行為が完全に成立する為の要件」, 24年度予試「法律行為とは」, 26年度予試「未成年者が為せる法律行為の効果」, 30年度本試「妻の行為能力」, 32年度本試「法律行為の成立要件・効力発生要件」。以上の他に「後見」「禁治産者」「無能力者」など関連する設問も多かった。
- 31) 24年度本試: 労働者の団結と賃金決定, 25年度本試: 租税負担の公平, 26年度本試: 失業原因・救済法, 27年度予試: 機械と労働者の生活, 28年度本試: 社会保険, 31年度本試: 社会政策など。
- 32) 野田義夫『修身及公民教育原理』教育研究会, 1932年, 569~570頁。
- 33) 仙波直心「公民科に於ける社会問題取扱上の危険とその対策」『公民教育』4-3, 1934年3月。
- 34) 佐藤久治「昭和十二年度本試問題とその感想」『公民教育』8-3, 1938年3月。
- 35) 「市町村」の項に「公民」という目があったが, これは3年以上居住の25歳以上男子という市町村公民のことで, 公民科の公民の意味ではない。
- 36) 公民学人「公民科予試問題の重点に関する私見」『公民教育』7-6, 1937年6月。
- 37) 島為男・富田義雄『文検修身科問題解義(訂正増補版)』モナス, 昭和12年。松田友吉『最新指導文検修身科受験法』大同館, 昭和9年。大日本学術協会『系統的問題対照修身科要義』モナス, 昭和9年, 昭和14年10版。深谷賢太郎『文検修身科の組織的研究』啓文社書店, 昭和5年。文検研究会『文検受験用修身科問題詳解』大同館, 大正13年など。

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

- 38) 文部省は4月10日に国体明徴に関する訓令を発し、5月には文官高等試験の委員から天皇機関説論者である野村淳治（行政科）、渡辺宗太郎（司法科）、宮沢俊義（司法科）、美濃部達吉（外交科）の4名が排除されたと記述する書物がある（『近代日本総合年表』岩波書店、第3版第4刷、1997年。『日本教育史年表』三省堂、1990年。小山常実『天皇機関説と国民教育』アカデミア出版会、1989年）。その典拠は5月4日付の『東京朝日新聞』である。同紙によると、憲法と行政法の臨時委員だけは先例を破って関係各省に委任せずに高等試験委員長金森徳次郎（法制局長官。彼自身機関説論者であり攻撃にさらされていた）のもとで、機関説学者および機関説排撃学者を排除し、かつ権威ある学者を任命するとの方針で銓衡し、「三日それぞれ本人の承諾を得たので、今月中旬迄には正式任命」の予定というのである。けれどもこの時に実際に排除されたのは宮沢俊義と美濃部達吉だけであった（5月18日付官報）。渡辺宗太郎（京都帝大）が高文から排除されたのは1936年度からであり、野村はその後も1939年度まで行政科と司法科の委員を継続したあと、42年度43年度の行政科委員を務めている（表1参照）。野村については「学説を多数挙げてその中庸を行く最も穩健なるもの」との評価もあった（筑麓山人「野村淳治論」『教育修身研究』68号、1936年11月）。
- 39) 明大教授池岡直孝「国体明徴と公民科」『公民教育』5-11、1935年11月。
- 40) 荒波忠夫「文検公民科の内容と参考書の吟味」『公民教育』4-12、1934年12月。
- 41) 鈴木元平「文検公民科出題傾向と参考書の選択に就いて」『公民教育』5-12、1935年12月。
- 42) 藤谷保「文検公民科予備試験問題の解説」『公民教育』7-6、1937年6月。この指導者は1937年における公民科指導要目の改訂（後述）に対しても、国体明徴は主旨としては賛成であるが、公民科には公民科独自の立場があり、あまりに修身的区域に入り込みすぎて、そのために「現行制度に対する活きた知識や理解」を伴わない「基本的な精神のみの究明」に終始するようになれば「大いに反省を要す」との模擬答案を発表していた（「文検公民科問題の研究」同上7-5、1937年5月）。
- 43) 飯田四郎三郎「文検公民科に合格する迄」『公民教育』6-9、1936年9月。
- 44) 宇津木正二三「本年度口述の一問一答」『公民教育』6-9、1936年9月、から再現。
- 45) 川原孝治「千六百時間文検公民科準備（上）」同上6-11、1936年11月。
- 46) 長谷川喬「文検公民科応試の経過」同上7-3、1937年3月。
- 47) 小野慶太郎「文検公民科受験の要諦」『公民教育』6-7、1936年7月。
- 48) 藤谷保「文検公民科予備試験問題の解説」『公民教育』7-6、1937年6月。

- 49) 公民学人「公民科予試問題の重点に関する私見」同上同号。
- 50) 佐藤久治「昭和十二年度本試問題とその感想」『公民教育』8-3, 1938年3月。
- 51) 藤谷保「公民科予備試験問題解答」『公民教育』5-6, 1935年6月。
- 52) 馬場孫一郎「公民科受験準備指導」『教育修身研究』1939年2月増刊号。
- 53) 飯野稲城「改正公民科教授要目に就いて」『公民教育』7-4, 1937年4月。
- 54) 池岡直孝「現行公民科教授要目の批判」, 同上6-8, 1936年8月。
- 55) 中村正治「公民科教授要目改正の趣旨」, 同上7-4, 1937年4月。
- 56) 改訂前後の事情については, 斎藤利彦「公民科の変質」『学習院大学文学部研究年報』34号, 1987年, に詳しい。
- 57) 近藤恭一郎「改正要目に見る日本的公民教育への志向」『公民教育』7-5, 1937年5月。
- 58) 作田荘一「改正公民科教授要目の指導精神」『公民教育』7-5, 1937年5月。
- 59) 記者「深作委員の論著」『教育修身研究』72号, 1937年4月。
- 60) 前出, 藤谷保「文検公民科問題の研究」『公民教育』7-5, 1937年5月。
- 61) 「機関説の掃蕩・一」『公民教育』8-4, 1938年4月。
- 62) 「公民科教科書批判」『公民教育』4-9, 1934年9月~同上5-2, 1935年2月。
山崎(文部書記官)は公民科旧教授要目批判もしているが, そこでも主張されているのは主として他の学科目との調整ということである。公民科では「法人」がなければ市町村, 銀行, 会社について教えられないし, 「為替相場」がなければ貿易, 物価などが扱えないが, 他方「交通」「官吏」「領土」などは不必要である, など。国体明徴からの批判はいっさいなかった(『公民教育』6-8, 1936年8月)。
- 63) 旧要目にはこの訓練との関係のことがなかったことが「失敗した所以」であると論じる者もあったが(飯野稲城「改正公民科教授要目に就いて」『公民教育』7-4, 1937年4月), 実際には文部省訓令で「訓練」との連携のことは述べられていた(既述)。
- 64) 1931年中学校教授要目では, 注意事項として他の学科目との連絡をあげられた学科目は公民科以外なかった。1937年改訂でも, 修身が「他の学科目」との, 国史が修身・公民科等との連絡を求められているにすぎない。なお既述のように, 法制及経済も修身・歴史地理等との連絡を要求されていた(1902年中学校教授要目)。
- 65) 04年度本試「家督相続と遺産相続」, 08年度本試「親族法及相続法」, 11年度本試「家督相続及遺産相続」, 1916年度予試「相続」, 24年度本試「家族制度」, 27年度予試「家督相続」。言うまでもなく家督相続は, 日本的家族制度の根幹であった。
- 66) 川原孝治「公民科予備試験問題の新傾向と解答の要訣(上)」『公民教育』8-7,

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

- 1938年7月。
- 67) 尹成容「公民科予備試験雑感」『公民教育』8-12, 1938年12月。
- 68) 川原孝治, 前掲「解答の要訣(上)」。
- 69) 口述試験においても, 中野委員が皇室典範, 皇室会議, 皇室令など, 第1期には見られなかった事項についての質問をしている(「来年度予試への準備」『教育修身研究』120号, 1940年12月)。
- 70) 馬場孫一郎「第70回公民科本試問題への感想」『教育修身研究』104号, 1939年9月。
- 71) 第76回公民科予試問題座談会『教育修身公民研究』139号, 1942年6月。
- 72) 藤谷保「第76回公民科予備試験問題解答」『公民教育』12-7, 1942年7月。
- 73) 「第76回公民科予試問題解答」『教育修身公民研究』148号, 1943年2月。
- 74) 「予試問題解答」『教育修身研究』120号, 1940年12月。
- 75) 川原孝治「文検公民科研究講座(5)」『公民教育』9-1, 1939年1月。
- 76) 三島新吉「公民科口述試験の実際」『公民教育』10-12, 1940年12月。
- 77) 木村正義「文部省時代の思ひ出」『教育』3-2, 岩波書店, 1935年2月。
- 78) 木村正義『公民教育』富山房, 1928年第5版, 5頁。
- 79) 木村正義「公民教育総論」文部省実業学務局編『公民教育講演集』1924年, 2頁。
- 80) 川原孝治「千六百時間文検公民科準備(上)」『公民教育』6-11, 1936年11月。
- 81) 佐藤久治「本年度公民科口述の実際」『教育修身研究』77号, 1937年9月。
- 82) 1937年度の本試験受験者は36名であったが, それ以外に前年度本試験不合格者が23名あり, 合計59名が口述を受けた。
- 83) 福島利雄「公民科(本年度)受験記」『教育修身研究』79号, 1937年11月。
- 84) 前掲, 佐藤久治「本年度公民科口述の実際」に記載。
- 85) 澤田良一「本年度公民科受験概記」『公民教育』8-9, 1938年9月。上田忠雄「公民科口述試験の印象」同上, 8-11, 1938年11月。一記者「公民科口述試問に於ける委員発問」『教育修身研究』94号, 1939年1月。
- 86) 倉橋清重「公民科口述受験の実際」『教育修身研究』101号, 1939年7月。
- 87) 川原孝治「文検公民科研究講座(5)」『公民教育』9-1, 1939年1月。
- 88) 03年度予試「自治制の大要」, 08年度予試「自治制の精神」, 14年度予試「地方自治の観念」, 18年度予試「市町村自治制度」, 22年度本試「自治体の行政組織」, 27年度予試「市町村の自治制度」
- 89) 「第74回本試験問題解答」『教育修身公民研究』135号, 1942年2月。
- 90) 「公民科本試験座談会」『教育修身研究』130号, 1941年9月。

- 91) 「公民教育乃至公民科と新体制」『公民教育』11-8, 1941年8月。
- 92) 「第72回予備試験問題解答」『教育修身研究』120号, 1940年12月。
- 93) 「第72回本試験問題解答」, 同上, 同号。
- 94) 三島新吉「公民科口述試験の実際」『公民教育』10-12, 1940年12月。
- 95) ビルマ方面で戦死した加藤隼戦闘機隊長の陸軍中佐。その軍功により1942年5月22日付で少将に2階級特進。
- 96) 田中峯太「公民科本試験の体験」『教育修身公民研究』149号, 1943年3月。
- 97) 公民科本試験座談会『教育修身公民研究』160号, 1944年2・3月。
- 98) 鈴木喜三郎総裁の後任をめぐる正統派と革新派の対立。中島知久平を擁立した革新派に対抗して, 鈴木は久原房之助を総裁に指名し, 1939年に分裂。
- 99) 吉田悦郎「本年度公民教育概論の問題を通して」『公民教育』9-10, 1939年10月。
- 100) 「公民科本試験座談会」『教育修身研究』102号, 1939年8月。
- 101) 同上, 102号。
- 102) 「木村公民科委員口述遺聞」『教育修身研究』102号, 1939年8月。
- 103) 『教育修身研究』108号, 1940年1月。
- 104) 杉山兼吉「本年度口述の一問一答」『公民教育』9-9, 1939年9月。
- 105) 1939年度本試験を例にとると,
第3問「公共団体の概念・種類」=22年度本試「我国自治体の例と大要」, 26年度本試「国の営造物と公共団体の営造物」, 27年度予試「市町村の自治制度」
第4問「損害賠償」=25年度本試「損害賠償の性質」, 31年度本試「無過失損害賠償」
第5問「経済恐慌」=06年度本試「恐慌の原因」, 15年度本試「恐慌とは何」, 20年度本試「恐慌に関する諸学説」, 28年度本試「金融恐慌の由来」
- 106) 馬場孫一郎「第70回公民科本試問題への感想」『教育修身研究』104号, 1939年9月。
- 107) 清原左一「公民科受験の葉」『公民教育』11-10, 1941年10月。川原孝治「文検公民科研究講座(5)」同上, 9-1, 1939年1月。
- 108) 三島新吉「公民科口述試験の実際」『公民教育』10-12, 1940年12月。
- 109) 前田進「公民科口述試験の実際」『教育修身研究』81号, 1938年1月。
- 110) 中塚守「公民科受験雑想」『教育修身研究』107号, 1939年12月。
- 111) 倉橋清重「公民科口述受験の実際」『教育修身研究』101号, 1939年7月。
- 112) 上田忠雄「公民科口述試験の印象」『公民教育』8-11, 1938年11月。

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

- 113) 清原左一「公民科受験の葉」『公民教育』11-10, 1941年10月。
- 114) 田中峯太「公民科本試験の体験」『教育修身公民研究』149号, 1943年3月。
- 115) 出水清治「民法, 予試・本試・口述」『公民教育』11-4, 1941年4月。
- 116) 川原孝治「文検公民科研究講座(10)」『公民教育』9-6, 1939年6月。
- 117) 植田清次「誰が公民教育を歪曲するか」『公民教育』9-4, 1939年4月。

State Examination in Civics for Middle School Teacher Candidates in Prewar Japan

Teruo TAKENAKA

This paper is a part of joint research which intends to make clear what kind of knowledge and aptitude was required of middle school teacher candidates in the state examination which was one of the important ways of teacher training in prewar Japan. Civics is the target subject in this paper.

What was the aim of civics in prewar Japan when the Emperor was treated as a personal god? Its main aim was to give pupils nationalistic moral education, so the most important ability for the civics teachers was teaching method and aptitude for moral education. Nevertheless, the state examination in civics did not always examine this aptitude in candidates. It put stress on technical knowledge about the discipline rather than on teaching method and technique of moral education. Why?

Civics in prewar Japan was a leading subject that had to integrate the other subjects from the standpoint of national morality. As a result civics became an extremely hard subject to put into practice, because it was required to relate each example of teaching material to other subjects — national morality, history, Japanese language, geography. Therefore, it became almost impossible for examiners (professors and a politician) who usually had no knowledge of the middle school curriculum to examine the teaching ability of candidates.

National morality that was closely connected with civics was based on Japanese mythology. Consequently candidates of civics were demanded to be irrational or hypocritical when they had to answer questions concerned with national morality. The fiction that Japan was a divine

文検「公民科」の筆記問題と口述試問

country with a personal god at its center inevitably produced a lot of hypocrites.